

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第60号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

第1条 京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市国民健康保険規則

第1条中「規則は、」の右に「国民健康保険法（以下「法」という。）及び」を加える。

第2条第1項第3号エ中「支給」の右に「及び支払」を加え、同号オ中「国民健康保険法（以下「及び」という。）」を削り、「国民健康保険法施行令」の右に「（以下「令」という。）」を加え、同項第5号中「決定及び」の右に「徴収金の過誤納金の還付に関する事務並びに」を加え、「への通知」を「に対する通知の事務」に改める。

第6条第1項中「国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、「書類」の右に「及び意見書（保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。）の医師又は歯科医師が発行する別に定める事項を記載した意見書をいう。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号
- (2) 療養の給付を受ける者の氏名、生年月日及び申請者との続柄
- (3) 減免又は徴収猶予を受けようとする理由及び期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条の次に次の1条を加える。

（高額療養費の支給に関する特例）

第7条の2 法第57条の2第1項の規定による高額療養費の支給を受けようとする世帯主（高額療養費に係る療養のあった月の初日において、当該世帯主及びその世帯に属する被保険者が70歳に達する日の翌日以後である場合に該当するものに限る。）は、国民健康保険法施行規則（以下「省令」という。）第27条の16の規定による手続に代えて、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号

(2) 申請者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号

(3) その他市長が必要と認める事項

第8条中「国民健康保険出産育児一時金支給申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 申請者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号

(2) 出産した被保険者の氏名

(3) 出生した者の氏名並びに出生の年月日及び場所（死産の場合にあっては、その旨）

(4) 在胎週数

(5) 支給を受けようとする額

(6) その他市長が必要と認める事項

第9条中「国民健康保険葬祭費支給申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 死亡した被保険者の氏名、生年月日、死亡の日、葬祭を行った日並びに被保険者証の記号及び番号

(3) 申請者と死亡した被保険者との関係

(4) その他市長が必要と認める事項

第10条中「国民健康保険法施行規則」を「省令」に改める。

第10条の5第2項本文中「国民健康保険法施行令」を「令」に改める。

第11条第1号中「国民健康保険法」を「法」に改める。

第13条を削り、第13条の2を第13条とする。

第14条第1項中「国民健康保険料減額（免除・徴収猶予）申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 申請者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号

(2) 減免又は徴収猶予を受けようとする保険料の年度の区分、賦課対象月（別に定める場合にあつては、納期の区分）及び額

(3) 減免又は徴収猶予を受けようとする理由

(4) その他市長が必要と認める事項

第14条第2項中「国民健康保険料減額（免除・徴収猶予）理由消滅申告書」を「次に掲げる事項を記載した申告書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申告者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号
- (2) 減免の承認を受けた者にあつては、減免された保険料の年度及び納期の区分並びに減免後の保険料の額
- (3) 徴収猶予の承認を受けた者にあつては、猶予の期間
- (4) 減免又は徴収猶予の承認を受けた理由が消滅した理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

第16条中「延滞金減免申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号
- (2) 減免を受けようとする延滞金に係る保険料の年度及び納期の区分並びに額
- (3) 減免を受けようとする理由及び当該理由が存続していた期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

第17条中「区長」を「市長」に、「かかる」を「係る」に改める。

第18条表以外の部分中「申請書、届出書等」を「通知書等」に改め、同条の表を次のように改める。

| 名 称 | 事 項 | 様 式 |
|--------------------------------|--------|-------|
| 国民健康保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書 | 第12条関係 | 第1号様式 |
| 検 査 職 員 証 | 第3条関係 | 第2号様式 |
| 滞 納 者 財 産 差 押 職 員 証 | 第3条関係 | 第3号様式 |
| 国 民 健 康 保 険 料 納 付 書 | 第11条関係 | 第4号様式 |

附則第3項前段中「第11号様式」を「第2号様式」に、「第12号様式」を「第3号様式」に改め、同項後段中「第11号様式（裏面）」を「第2号様式（裏面）」に改める。

附則第4項中「第13号様式1」を「第3号様式1」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「第6項」を「第5項」に、「国民健康保険料減額（免除・徴収猶予）申請書」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号
- (2) 条例附則第5項各号のいずれにも該当する者の氏名
- (3) 前号の者が条例附則第5項各号のいずれにも該当することとなった日
- (4) 減額を受けようとする期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項中「第6項」を「第5項」に、「すべて」を「全て」に、「国民健康保険料減額（免除・徴収猶予）理由消滅申告書」を「次に掲げる事項を記載した申告書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申告者の氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号
- (2) 減額された保険料の年度及び納期の区分並びに減額後の保険料の額
- (3) 減額の承認を受けた理由が消滅した理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

附則第7項を附則第6項とする。

第1号様式から第5号様式までを削り、第6号様式を第1号様式とし、第7号様式から第10号様式までを削り、第11号様式を第2号様式とし、第12号様式を第3号様式とし、第13号様式を第4号様式とする。

第2条 京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 高額療養費の支払に関すること（別に定めるものを除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中京都市国民健康保険条例施行細則の題名の改正規定、同規則第1条の改正規定、第2条第1項第3号オの改正規定（「国民健康保険法（以下「」及び「」という。）」

を削る部分に限る。), 第7条の次に1条を加える改正規定及び第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成31年2月1日

(2) 第2条の規定 平成31年3月1日

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は, 市長が認めるものに限り, 当分の間, これを使用することができる。

(関係規則の一部改正)

3 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「京都市国民健康保険条例施行細則」を「京都市国民健康保険規則」に改める。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)